

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

2024 年 3 月号 (Vol.41)

FIT/FIP 認定における説明会等の事前周知要件について

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 説明会等を実施すべき事業の範囲	弁護士 小林 卓泰 TEL 03 5223 7768 takahiro.kobayashi@mhm-global.com
III. 説明会に関する事項	
IV. 事前周知措置に関する事項	弁護士 岡谷 茂樹 TEL 03 5220 1862 shigeki.okatani@mhm-global.com
V. 変更認定申請時の説明会等	
VI. おわりに	弁護士 村上 祐亮 TEL 03 6266 8704 yusuke.murakami@mhm-global.com 弁護士 鮫島 裕貴 TEL 03 5220 1858 yuki.sameshima@mhm-global.com

I. はじめに

2012 年の FIT 制度の導入以降、日本における再生可能エネルギーの導入量は飛躍的に増加しました。その一方で、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念も高まっています。そうした地域の懸念を解消するために 2022 年 10 月から開始された再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（以下「地域共生 WG」といいます。）における地域との共生を強化するための法的枠組みに関する検討を経て、2023 年 5 月に制定された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（いわゆる GX 脱炭素電源法）により改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、改正後の同法を「改正後再エネ特措法」といいます。）において、FIT/FIP 認定の要件として、周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置（以下「説明会等」といいます。）が追加されました。改正後再エネ特措法は、2024 年 4 月 1 日に施行されます¹。

地域共生 WG においては、引き続き説明会等の具体的なルールの検討が行われ、2023 年 11 月には、地域共生 WG の第 2 次取りまとめ（以下「第 2 次とりまとめ」といいます。）²が公表され、2023 年 12 月には、改正後再エネ特措法の下での詳細なルールを定

¹ 但し、2024 年度以降に実施される FIT/FIP 認定（新規の認定だけでなく変更認定も含む。）に関しては、改正後再エネ特措法のルールに基づいて認定処分が行われることになるため、2023 年度中に認定申請を行う場合であっても、認定取得自体が 2024 年度以降となる場合は、改正後再エネ特措法のルールの適用があり（すなわち、特段の経過措置は設けられていない）、本稿で説明する説明会等の実施が必要となる可能性があります。

² https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20231128_1.pdf
なお、第 2 次とりまとめ、案の段階でパブリックコメントに付され、その結果が公表されています。
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620223028&Mode=1>

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

めた再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正案³、並びに、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）⁴が公表されました。その後、2024年2月20日には、同施行規則の改正案及び同ガイドライン（案）のパブリックコメントの結果（以下、同施行規則の改正案のパブリックコメントの回答を「パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）」、同ガイドライン（案）のパブリックコメントの回答を「パブコメ回答（説明会等ガイドライン）」といいます。）⁵が公表されるとともに、同施行規則を改正する省令⁶（以下、改正後の同施行規則を「改正後再エネ特措法施行規則」といいます。）及び説明会及び事前周知措置実施ガイドライン⁷（以下「説明会等ガイドライン」といいます。）が公布・制定されました。これにより、説明会等について適用されるルールの全容が明らかになったといえます。

そこで、本稿では、説明会等ガイドライン、パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）及びパブコメ回答（説明会等ガイドライン）によって明らかとなった説明会等を巡るルールについて、その内容を解説します。

II. 説明会等を実施すべき事業の範囲

2024年4月以降のFIT/FIP認定⁸又は変更認定（後記V.1.記載の「重要な事項」に該当するものに限り、以下同じ。）にあたっては、再エネ発電事業の規模が一定以上のものについては、原則として、当該認定申請の前に、改正後再エネ特措法に基づく要件を充足した説明会等を実施することが、当該各認定の要件とされます。

但し、例外として、次のいずれかに該当する事業は除かれます。なお、下記②については、説明会等ガイドラインにおいて、説明会等を実施する努力義務が規定されています。

- ① 出力が10kW未満の太陽光発電事業（住宅用太陽光発電事業）
- ② 屋根設置太陽光発電事業
- ③ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の適用事業（主として一般海域において公募入札が行われる洋上風力発電事業）⁹

説明会等を実施すべき事業の範囲をまとめると、以下のとおりとなります。

³ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000268564>

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/012_03_00.pdf

⁵ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=620223037&Mode=1>

⁶ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220.pdf

⁷ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsu_meikai.pdf

⁸ 説明会等ガイドラインにおいては、FIT制度からFIP制度への移行の際の認定については、認定要件としての説明会等の実施は不要とされています。

⁹ 但し、同法の適用対象外である洋上風力発電事業（例えば、港湾区域で開発されるもの）については、今後、説明会等を実施すべき事業に該当することになるため、留意が必要です。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

	10kW 未満の太陽光	10kW 以上の屋根設置型太陽光	10kW 以上の50kW 未満の設備 (※)	50kW 以上の設備 (※)
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア ¹⁰	事前周知の要件なし	事前周知は努力義務	説明会の開催義務あり	説明会の開催義務あり
上記エリア以外			説明会以外の事前周知義務あり	

(※) 屋根設置型太陽光を除く。

なお、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.17 では、非 FIT/非 FIP の再エネ発電事業についても、補助金等の交付にあたって、FIT/FIP 認定の要件を踏まえた水準の規律を求める方針であることが示されているため、非 FIT/非 FIP の再エネ発電事業においても、今後、改正後再エネ特措法を踏まえた事業規律を図るための方策が取られる可能性があります。

Ⅲ. 説明会に関する事項

1. 説明会の参加者の範囲

(1) 説明会における「周辺地域の住民」の範囲

説明会の参加者の範囲は、周辺地域の住民（以下、本Ⅲ章において「周辺地域の住民」といいます。）という概念によって画されます。周辺地域の住民の範囲は、以下の表に掲げる電源の種別に応じて、再エネ発電事業を実施する場所（以下「実施場所」といいます。）¹¹の敷地境界線から以下の表に掲げる一定の範囲内に居住する者¹²を基準として、当該実施場所が属する市町村¹³から周辺地域の住民の範囲に加

¹⁰ 以下の3つのエリアとされています。

- ① FIT/FIP 認定申請要件として森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）に基づく許認可等（以下「認定申請要件許認可」といいます。）の取得が求められるエリア
- ② 災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクが高い、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険個所に該当するエリア
- ③ 条例において自然環境・景観の保護を目的として定められる保護エリア

¹¹ 実施場所とは、原則として再エネ特措法における発電設備の設置場所（地番単位）を指します。「発電設備」には、発電機のみならず、遮断機等の電気設備や取水設備・水圧管路、バイオマス発電事業の燃料置場（ストックヤード）が含まれますが、自営線等の送電線路は含まれません。また、上記(iii)の環境アセスメント対象事業について、実施場所が未確定の場合は、事業実施想定区域の敷地境界線からの距離を基準とすることとされています。

¹² 当該区域に住民票を有する者を指します（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.40、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.27）。その上で、説明会の開催案内の手法は、後記3.記載のとおりで、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなり、「居住する者」が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はありません（同上）。

¹³ 当該市町村から再エネ発電事業の実施場所が近接する他の市町村にも「周辺地域の住民」の範囲について相談すべき旨の意見があった場合には、当該他の市町村にも事前相談を行い、意見を聴取することが必要とされています。また、上記の範囲内に居住する者が存在しないと考えられる場合であっても、当該市町村への事前相談にあたって当該範囲内に居住する者が存在しない旨を自治体に確認することとされている点にも留意が必要です。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

えるべきとする意見があった者を加えることによって確定されます。加えて、再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者も、周辺地域の住民に含まれます。

	電源の種類	周辺地域の住民の範囲
(i)	50kW 未満の電源の場合	100m 以内
(ii)	50kW 以上の電源の場合（下記(iii)の場合を除く。）	300m 以内
(iii)	法アセス対象事業（第一種事業に限る。）に該当する場合	1km 以内

(2) 市町村に対する事前相談

上記のとおり、再エネ発電事業者は、周辺地域の住民の範囲を確定するために、実施場所の属する市町村の意見を聞くための事前相談を、説明会等ガイドラインに添付される様式に従って¹⁴行う必要があります。かかる事前相談においては、説明会において配布を予定している説明資料を添付する必要があるため、当該事前相談の時点において、説明会において説明する内容の準備をある程度完了しておく必要があります（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.40）。

なお、市町村に対する事前相談にあたっては、標準処理期間等は設定されておらず、どの程度の時間を要するかは事業の内容や当該市町村の事務処理次第であるため、予め該当する市町村との相談を経てスケジュール等を策定することが推奨されます（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.36～39）。

(3) 周辺地域の住民が存在しない場合

周辺地域の住民を確定する際の定量基準の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、周辺地域の住民として追加すべきとされる者がいないとの意見が述べられた場合や、周辺地域の住民から「説明会の開催は不要」と言われた場合であっても、隣接地の土地又はその上の建物の所有者がなお説明会に出席する可能性があることや、周辺地域の住民がいないことを客観的に確認する必要があることから、説明会を開催する（開催準備を行い、終了時刻まで待機する）ことが必要とされています（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.44）。したがって、説明会の開催が必要な事業規模に該当する限り、周辺地域の住民の有無や説明会を不要とする意向にかかわらず、全ての場合において説明会の開催が必要となりますので、留意が必要です。

¹⁴ 当該様式を利用しない場合は、FIT/FIP 認定要件を充足しないものとして取り扱われます（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.33～35）。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

2. 説明会の開催時期

説明会は、「認定申請日」¹⁵の3か月前までに開催することが必要とされます。

説明会の開催回数については、一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑な説明会の進行を図ることが困難な場合が想定されるため、適切な規模で開催することとされており、必要に応じて複数回の説明会の開催が必要となる可能性があることに留意が必要です。かかる場合には、複数回の説明会それぞれが改正後再エネ特措法に基づく要件を充足する必要があります。

また、以下に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる時期において、複数回にわたり説明会を開催する必要があります。

	複数回の説明会開催が必要となる場合	説明会の開催が必要となる時期
(i)	認定申請要件許認可を必要とする事業に該当する場合	①認定申請要件許認可の申請までの時期 ②認定申請要件許認可を受けた後、認定申請日の3か月前までの時期
(ii)	法アセス対象事業（第一種事業及び第二種事業を含む）に該当する場合	①配慮書作成日前までの時期（配慮書の作成を要しない場合を除く） ②環境大臣/経済産業大臣の意見後、認定申請日の3か月前までの時期 ③環境影響評価書公告後、再エネ発電事業のための着工までの時期 ¹⁶
(iii)	条例アセス対象事業に該当する場合	上記(ii)に準じた取扱い
(iv)	自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を要する場合	①認定申請日の3か月前までの時期 ②許可等の処分・届出後、再エネ発電事業のための着工までの時期 ^{17,18}

¹⁵ 説明会等ガイドラインでは、「「認定申請日」とは、事業者が提出した再エネ発電事業計画及び必要な添付資料等が経済産業大臣に最初に到達した日をいうものとし、当該計画や添付資料等についての不備の補正の完了に要する日を含めない（入札対象電源を除く。）」とされている一方で、入札対象電源については、「当該認定の申請」とは、各回の入札における認定補正期限を指すこととします。」という回答が示されていることから（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.13）、入札対象電源については、認定補正期限の3か月前までに説明会を開催すれば足りるものと解されます。

¹⁶ かかる説明会は、FIT/FIP 認定が完了した後に実施されることとなるため、(ii)のパターンにおけるFIT/FIP 認定は、当該説明会が開催されることを条件とする条件付き認定とされます。(iii)の場合についても同様です。

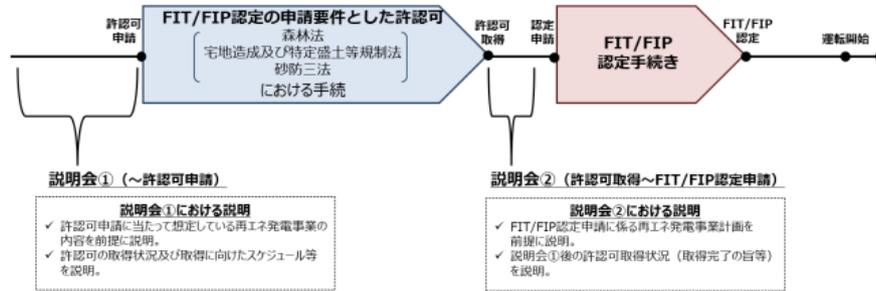
¹⁷ 認定申請日の3か月前までの時期に、既に条例に基づく許可等の処分又は届出が完了している場合には、②の説明会の開催は不要です。この場合は、①の説明会において、条例に基づく許認可の処分又は届出が完了したことを説明する必要があります。

¹⁸ かかる説明会は、FIT/FIP 認定が完了した後に実施されることとなるため、(iv)のパターンにおけるFIT/FIP 認定は、当該説明会が開催されることを条件とする条件付き認定とされます。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

上記(i)ないし(iv)のそれぞれの場合について、タイムライン及び各説明会において必要とされる説明項目を図に表すと、以下のとおりです。

<(i)の場合>



(※) なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、後述のタイムラインに従うこととする。

出所：第2次とりまとめ p.24

<(ii)及び(iii)の場合>



(※1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①~③の詳細のタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

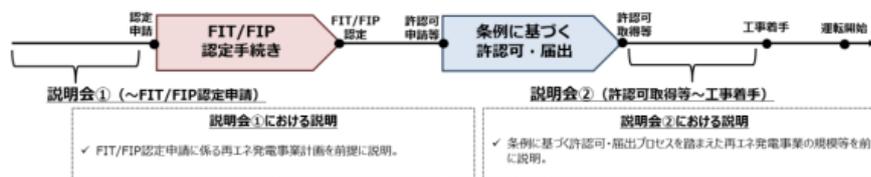
(※2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの（第二種事業・温対法の特例案件等）については、説明会①の開催は求めない。

(※3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求め許認可が必要となる場合は、説明会②において、許認可の取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、
 ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
 ・説明会③において、許認可取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

出所：第2次とりまとめ p.25

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

<(iv)の場合>



(※) なお、FIT/FIP認定申請前に実施する説明会①よりも前に、条例に基づく許認可・届出が終了している場合には、説明会を求めるタイミングは①のみとなる。

出所：第2次とりまとめ p.25

3. 説明会の開催案内

説明会の開催にあたっては、開催予定日の2週間前までに、以下のいずれかの方法によって、上記1.(1)により確定された周辺地域の住民に対して開催案内を行う必要があります。再エネ発電事業者のホームページ等に掲載するのみでは足りないことに注意する必要があります。

- ① ポスティングによる書面配布
- ② 戸別訪問による書面配布
- ③ 回覧板への掲載
- ④ 関係自治体の広報又は広報誌（紙媒体）への掲載

加えて、資源エネルギー庁のシステムを活用した開催案内を実施することが必要であり、資源エネルギー庁に対して、開催案内の内容を説明会開催の2週間前までに提出することが求められます¹⁹。

なお、説明会の開催案内を行うにあたっては、再エネ発電事業者において、周辺地域の住民（隣接する土地又はその上の建物の所有者を含みます。）の氏名等を具体的に特定する必要はありません。いずれの手法を選択する場合であっても、周辺地域の住民の住所さえ特定されていれば足りることとなります（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.10、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.27）。

4. 説明会における説明項目及び説明事項

説明項目は、①再エネ発電事業計画の概要等と②事業の影響及び予防措置の二つに

¹⁹ 当該システムについては、2024年3月中にリリースされることが予定されています（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.63、130）。なお、説明会等ガイドラインにおいては、改正再エネ特措法の施行前の説明会であっても、改正再エネ特措法上の要件を充足するものについては、改正再エネ特措法における説明会として取り扱う旨の記載がありますが、当該資源エネルギー庁のシステムを利用した開催案内のための開催情報の資源エネルギー庁への提出も、改正再エネ特措法に基づく説明会の要件となることが明らかとされたため（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.29、30）、当該システムのリリース後でなければ改正再エネ特措法に基づく説明会の要件を充足することが不可能であることが明らかとなりました（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.21）。従って、現時点において既に説明会を実施済みの再エネ発電事業者についても、当該システムのリリース後に改めて改正再エネ特措法に基づく要件を充足した説明会の開催が必要となります。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

大きく分けられます。その概要は、以下のとおりです。

①再エネ発電事業計画の概要等

- ✓ 再エネ発電事業計画の概要（認定申請を行おうとする事業者、電源種、設置形態、出力、実施場所、災害時の活用可能性（パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無））
- ✓ 関係法令について、その手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制（法令順守のために必要な計画の策定及びその実施のための人員配置・体制構築等）
- ✓ 土地権原取得状況
- ✓ 再エネ発電事業の設置工事の概要として、着工予定の時期及び運転開始予定の時期を含めて、予定する工事のスケジュール
- ✓ 関係者情報（事業者の代表者及び役員の氏名・概要及び主な出資者、予定している保守点検責任者）

②事業の影響及び予防措置

- ✓ 「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」における整理に準拠する形での説明（事業者の予防措置に関する以下の項目につき説明が想定されているものと考えられます。）
 - (i) 斜面への設置
 - (ii) 盛土・切土
 - (iii) 地盤強度
 - (iv) 排水対策
 - (v) 法面保護・斜面崩落防止策
 - (vi) 防災施設の先行設置
 - (vii) 設備設計
 - (viii) 施行後の管理の継続性
 - (ix) 事業終了後の措置
- ✓ 自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合は、再エネ発電事業による景観面への影響及び予防措置
- ✓ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置
 - (i) 騒音・振動 【全電源共通】
 - (ii) 水の汚れ／濁り 【全電源共通】
 - (iii) 反射光 【太陽光】
 - (iv) 雑草の繁茂 【太陽光】
 - (v) 風車の影による日照障害 【風力】
 - (vi) 温泉への影響 【地熱】
 - (vii) 蒸気の噴出 【地熱】

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

- (viii) 流量等への影響 【中小水力】
 - (ix) 燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響（交通/ばい煙・粉じん/臭気等）【バイオマス】
 - (x) 大気環境（大気質）及び水環境への影響（法アセスの対象事業のみ）
 - (xi) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）
（法アセスの対象事業であって、動植物・生態系への影響が生じ得るものとして、法律や条例で定められたエリアのみ）
- ✓ 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

また、上記に加えて、認定事業者の変更が伴う場合には、再エネ発電事業の実施にあたって自治体との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関して必要な事項についても概要の記載が必要とされています。

なお、事業の影響及び予防措置については、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明、特に実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的な説明が行われることが必要とされています。その上で、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものについては、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明が必要とされています。

また、関係者情報としては、以下に掲げる者についての説明も要するとされている点にも留意が必要と思われる。

- ① 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
- ② 認定事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者（認定事業者が株式会社の場合）
- ③ 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、上位5位まで出資持分を保有する者
- ④ 上記①～③の者の親会社

5. 説明会の議事等

(1) 説明会における説明の主体

説明会においては、認定申請に係る事業者自身（法人の場合は、その代表者や職員等のうち十分かつ適切な説明をすることができる者）が出席し、説明することが求められます。たとえ、認定事業者がSPCであり、その事業のほとんど全てを（アセットマネジメント業者等の）第三者に委託している場合であったとしても、説明会の開催について委託等により他者に代理させることはできず、当該SPCの代表者が説明をする等、当該SPC自身が主体となる形で説明が行われることが必要とされています（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.55、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.84）。

もっとも、説明会において十分な説明を実施するために、EPC事業者やO&M事業者等の専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明するこ

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

とは有効な手段とされており、また、これらの者については遠隔地よりオンライン会議ツールを用いて参加することも可能とされています（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.53、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.85）。但し、こうした第三者による説明はあくまでも「補足的」なものとされており、認定事業者自身が説明会における説明を主体的に行う必要があることには留意する必要があります。

この点、実務上は、プロジェクトファイナンスが組成される案件を含め、直接の事業主体となる SPC に一定の倒産隔離性を持たせる観点から SPC レベルではあえて従業員等を雇用しない前提で開発している案件も少なくないところ、そうした案件においては、SPC の代表者（株式会社の代表取締役や合同会社の職務執行者等）が事業運営に実質的に関与していない会計事務所所属の会計士であったり、外国に居住する外国人であったりする場合があります。そのような場合には、SPC の代表者が現地での説明会に立ち会い、住民への説明を主体的に行うことが事実上困難となることが予想されます。そのため、新規に認定を取得する案件においては、現地での対応が可能な代表者を（追加で）選任する方法や、適切な従業員を（追加で）雇用する（又は出向させる）といった、実務上可能かつ合理的な方法により SPC の体制を構築するよう検討が必要となるでしょうし、既存の SPC について変更認定の申請を行うこととなる場合には、後述のように、説明会の開催に際して代表者の変更や従業員の選任等といった SPC の体制の見直しが必要となる場合もあるものと考えられます。

(2) 説明会の参加者

周辺地域の住民が説明会に参加する場合²⁰、①受付において身分証明書等²¹を提示すること、②出席名簿に記名すること、③出席者のプライバシーに配慮した上で説明が録音・録画されること（下記(3)参照）が前提となります。また、周辺地域の住民本人のみならず、法律に基づく代理権を有する者（成年後見人等）²²も説明会に参加できるとされています（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.88～90）。

他方で、任意代理権を有する者の参加も認めるべきかについては、説明会等ガイドライン、パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）及びパブコメ回答（説明会等ガイドライン）では、明らかにされてはならず、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.88～90 において「説明会等の FIT/FIP 認定要件化の趣旨・目的を踏まえ、個別の事案に応じて対応されるべき」との考えが示されるにとどまっています。

²⁰ なお、説明会等ガイドラインでは、暴力団、暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者に該当する者は、説明会に参加できないとされています。

²¹ 居住する者については運転免許証等の住所が分かるもの、土地又は建物の所有者については登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類が該当します。

²² 説明会等ガイドライン及びパブコメ回答（説明会等ガイドライン）においては明記はありませんが、かかる場合に法律に基づく代理権を有することを確認できる資料の提示を求めることを開催案内において明示しておき、実際の説明会の開催の際に、受付で当該資料の内容を確認する必要があると考えられます。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

(3) 説明会の録音・録画

再エネ発電事業者は、説明会の全景の録音・録画が求められます。録音・録画にあたっては、出席者のプライバシーを保護²³するため、出席者の背面から説明者が映る角度での撮影が必要とされ、かつ、対外公表を行うことは禁止されます。これらは、FIT/FIP 認定申請にあたって提出することが求められるものではありませんが、事後的に客観的な検証が必要となった場合には、資源エネルギー庁の求めに応じて提出できるよう、調達期間又は交付期間の終了まで継続して保管することが求められます。

なお、周辺地域の住民やメディア等、事業者以外の者による録音・録画は認められておりません。

(4) 質問等に対する対応

(i) 説明会中の質問等に対する対応

再エネ発電事業者には、説明会において、出席者からの質疑応答の時間を設け、質問等に対して誠実に回答することが求められます。説明会が形骸化することを避けるため、質疑時間として確保すべき時間等は、説明会等ガイドラインにおいて定められていませんが、出席者からの質問等に誠実に対応できる質疑時間を確保することが必要です。

(ii) 説明会後の質問等に対する対応

再エネ発電事業者は、説明会の開催後 2 週間以上の期間にわたり、説明会に出席した周辺地域の住民の質問等を、質問募集フォームにより受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること²⁴が求められます。

なお、質問等が特に多い場合等、必要があるときは、再度説明会を開催して、作成した書面での回答をもとに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答することとされていることに留意が必要です。

(iii) 質問等を踏まえた事業計画上の対応

再エネ発電事業者は、説明会の参加者からの「質問」に加えて「意見」についても誠実に対応すること、とりわけ、周辺地域の住民による質問や意見については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討することが求められています。

この点、「「周辺地域の住民」からの質問等については、再エネ発電事業計画に反映することを真摯に検討すること」とあるが、貴重な意見として受け止め、真摯に検討さえすれば、反映までは義務ではないという点を明確化すべき。」とするパブコ

²³ パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.10 では、周辺地域の住民の個人情報やプライバシーを保護する観点から、再エネ発電事業者が説明会等の実施にあたって取得した周辺地域の住民に関する情報については、適切に管理及び廃棄することを FIT/FIP 認定要件として加える方針が明らかにされています。

²⁴ 原則として、開催案内を行う際に採用した方法と同じ方法で行うこととされています。また、回答にあたっては、質問等の件数が僅少であったとしても、個別の回答を各質問等の提出者に対して行うのではなく、全体の回答をまとめたものについて、周知することが必要とされています。なお、実質的に内容が重複する質問等について、趣旨を損なわない範囲内においてまとめて回答することが否定されるものではありません。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

メ回答（説明会等ガイドライン）No.92の質問に対しては、義務ではない旨の明確な回答はなされていないものの、「本ガイドラインにおいては、周辺地域の住民や事業者の予見性を確保する観点から、「誠実な対応」に含まれる要素」を明示している旨の回答がなされています。説明会等ガイドラインで掲げられている「要素」とは、①「事実に基づき正確に説明すること。」、②「客観的かつ具体的に回答すること。」、③「回答の理由や背景についても言及すること。」、④「回答することで、個人情報・プライバシー・権利等を侵害する恐れが認められる質問等については、可能な範囲内で回答すること。回答を控える場合は、その理由を説明すること。」の四点です。かかる回答からは、説明会の参加者から示された質問や意見の内容を全て反映するために事業計画を変更することが直ちに求められている訳ではないと解されるものの、実際に住民から示された質問や意見については、個別事業の状況や地域の状況を踏まえてきめ細やかな対応を検討していく必要があると考えられます。

6. 説明会を開催したことを証する資料

FIT/FIP 認定申請にあたっては、以下の資料を提出することが必要となります。これらの資料が一つでも欠けると、FIT/FIP 認定を受けることができない可能性がありますので、特に注意が必要です。

とりわけ、下記③にあるとおり、配布資料については「説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる」ように網羅的に作成しておく必要があること、すなわち、必要項目については説明会当日に口頭で補充するだけでは足りず、予め書面に全て落とし込んだ形で配布しておく必要があることには留意が必要です。

① 「周辺地域の住民」の範囲に係る次の資料	
-1	実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等
-2	市町村に対して事前相談を行った際の書面
-3	市町村の意見に係る書面
② 開催案内に係る次の資料	
-1	配布書面又は回覧板/自治体の公報又は広報誌に掲載した書面
-2	開催案内を実施した「周辺地域の住民」の範囲が分かる書面
③ 説明会において説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料	
④ 説明会の出席者名簿	
⑤ 説明会開始時から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容に	

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

ついでに議事録 ²⁵
⑥ 質問募集フォームにおける質問等及び周辺地域の住民に示した回答
⑦ 説明会概要報告書

IV. 事前周知措置に関する事項

1. 事前周知措置の相手方の範囲

事前周知措置の相手方の範囲は、説明会と同様、周辺地域の住民という概念によって画されますが、その内容は説明会における「周辺地域の住民」とやや異なります。

事前周知措置における周辺地域の住民（以下「周辺地域の住民（事前周知措置）」といいます。）は、実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100m の範囲内の居住者とされ、説明会の場合とは異なり、市町村への事前相談や市町村の意見を踏まえた周辺地域の住民（事前周知措置）の範囲の拡大は行われません。また、隣接する土地又は建物の所有者も周辺地域の住民（事前周知措置）に含まれません。

2. 事前周知措置の時期

事前周知措置は、認定申請日の 3 か月前までに実施することが必要とされます。

但し、前記Ⅲ.2.において複数回の説明会の開催が必要な場合として掲げる(i)ないし(iv)の場合には、各場合に適用のある説明会開催のルールに準じて、それぞれに定める時期の全てにおいて、事前周知措置を実施することが必要とされています。

3. 事前周知措置における説明項目及び説明事項

事前周知措置における説明項目及び説明事項は、説明会における説明項目及び説明事項と同じです。具体的には、前記Ⅲ.4.をご参照ください。

4. 事前周知措置の方法

事前周知措置は、以下のいずれかの方法によって行うことが必要とされています。

- ① ポスティングによる書面配布
- ② 戸別訪問による書面配布
- ③ インターネット上で周辺地域の住民（事前周知措置）の閲覧に供するとともに、主たるホームページのアドレスを回覧板に掲載する方法
- ④ インターネット上で周辺地域の住民（事前周知措置）の閲覧に供するとともに、

²⁵ 主な説明内容と質疑時間の全部についての作成が必要であり、かつ、質疑時間については逐語での議事録とする必要があります。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

主たるホームページのアドレスを自治体の公報もしくは広報誌へ掲載する方法
上記③又は④の方法を採用する場合において、主たるホームページは、認定事業者のものである必要があるとされており、再エネ発電事業者が SPC の場合には、当該 SPC においてホームページを設置し、当該ホームページ上に情報を掲載することが必要とされています（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.105）。

また、事前周知措置の場合も、説明会の場合と同様、実施後 2 週間以上の期間にわたり、周辺地域の住民（事前周知措置）の質問等を、質問募集フォームにより受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答することが求められます。

5. 事前周知措置を実施したことを証する資料

FIT/FIP 認定申請にあたっては、以下の資料を提出することが必要となります。これらの資料が一つでも欠けると、FIT/FIP 認定を受けることができない可能性がありますので、特に注意が必要です。

①	事前周知措置の実施に係る次の資料
-1	ポスティング又は戸別訪問を行った場合は、配布資料
-2	回覧板又は関係自治体の公報もしくは広報誌を活用した場合は、回覧板又は関係自治体の公報もしくは広報誌への掲載内容に加えて、ホームページに掲載した内容
②	事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書面
③	質問募集フォームにおける質問等及び周辺地域の住民（事前周知措置）に示した回答
④	事前周知措置概要報告書

V. 変更認定申請時の説明会等

1. 説明会等の実施が必要となる変更認定申請事由

改正後再エネ特措法 10 条 1 項では、変更認定申請が必要となる事項のうち、「重要な事項」として経済産業省令で定めるものについて変更しようとするときは、説明会等の実施状況に関する事項（改正後再エネ特措法 9 条 2 項 7 号）を記載した申請書の提出が必要とされています。従って、「重要な事項」の変更を理由とする変更認定申請においては、説明会等の実施が必要とされます。

かかる「重要な事項」については、改正後再エネ特措法施行規則 8 条の 2（新設）に規定され、具体的には以下の事項が該当することになります。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

- ① 認定事業者の変更²⁶
- ② 認定事業者の密接関係者の変更
- ③ 認定発電設備の設置の場所の変更²⁷
- ④ 認定発電設備の出力を、認定を受けた日又は説明会等の日のうちいずれか遅い日から20%以上又は50kW以上増加させる変更
- ⑤ 太陽光発電設備の場合において、太陽電池の合計出力を、認定を受けた日又は説明会等の日のうちいずれか遅い日から20%以上又は50kW以上増加させる変更
- ⑥ 新たに説明会等の実施が必要となる場合に該当する変更

このうち、特に留意が必要であり、かつ、実務上の影響が大きいと考えられるのは、①認定事業者の変更、②認定事業者の密接関係者の変更、及び、③認定発電設備の設置の場所の変更です。①及び②については、認定事業者自身のみならず、認定事業者の社員、株主、出資する投資家やそれらの親会社の変更があった場合にも、説明会等の開催が必要となる可能性があります（詳細は、後記2.(1)をご参照。）。また、③については、地番の追加・変更のみならず、地番の削除についても、その規模にかかわらず、変更認定申請にあたっての説明会等の開催が必要となります。従って、今後、地番の追加・変更・削除を行う場合にも説明会等の開催が必要となることに留意が必要です。

なお、変更認定申請時の説明会等において、説明が必要とされる項目は、既に実施された説明会等において説明が行われた事項から変更があった事項に限られますが、過去に説明会等を開催していない場合には、前記Ⅲ.4.又は前記Ⅳ.3.で説明した事項の全てについての説明が求められます。

2. 認定事業者又はその「密接関係者」の変更について

(1) 「密接関係者」の範囲について

前記1.のとおり、今後は、認定事業者の「密接関係者」の変更に伴う変更認定申請において、説明会等の開催が必要となります。説明会等ガイドラインでは、以下に掲げる者が「密接関係者」に該当するとされています。

- ① 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
- ② 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合）
- ③ 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- ④ 上記①～③の者の親会社

²⁶ 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）においては、「競売手続において不動産等を取得したことを契機とする事業譲渡及び相続等は含まない」とされていましたが、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.109～111を受けて、説明会等ガイドラインでは、この取り扱いを変更し、相続等の場合に限り、説明会等の実施を求めないことが明らかとされています。

²⁷ 分筆に伴い地番の変更がある場合であって、当該地番の指し示す区域が変わらない場合は、「重要な事項」の変更には該当しないとされています（パブコメ回答（再エネ特措法施行規則）No.80）。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

また、密接関係者の変更がある場合に説明会等の開催を求めることとする前提として、2024年4月1日以降は、密接関係者の変更が変更認定申請事由として取り扱われこととなります^{28,29}。

これにより、認定事業者に対する匿名組合出資者等の変更があった場合のみならず、その親会社の変更があった場合等も変更認定申請事由に該当し、説明会等の開催が必要となる可能性があります。認定事業者の親会社の変更に伴って必要とされる説明会等に関する論点・留意点については、下記(4)をご参照ください。

(2) 認定事業者の変更に伴う説明会等の場合の留意点

認定事業者の変更に伴う説明会等においては、再エネ発電事業の実施にあたって自治体との間で締結した協定等の承継その他円滑かつ確実な事業継続に関して必要な事項についても説明又は周知することが必要とされています。

また、説明会の開催にあたっては、原則として、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席すること³⁰が必要とされています。もっとも、説明会等ガイドラインでは、「譲渡人が破産した場合などの法定の手續に則って事業譲渡が行われる場合は、旧認定事業者の出席は不要とされており、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.109～111において、再エネ発電事業への融資を行った金融機関等による担保権の実行又は任意売却を契機とする事業譲渡についてもこの場合に含まれることが明らかとされています。プロジェクトファイナンス実務の観点からは、旧スポンサー側の適切な協力を得られる保証がない、レンダーのステップ・インを契機とする事業譲渡の場面は基本的にこの場合に含まれると確認されたものと考えられる点は朗報といえますが、説明会の開催自体は必要とされるため、迅速で円滑なステップ・インを確保する観点から、ステップ・インを行うか否かの判断の時期が早まることになる可能性があるものと思われれます。

(3) 再エネ発電事業のセカンダリー案件等への影響について

改正前は、認定事業者であるSPCへの株式・社員持分や、匿名組合出資のみを譲渡する、いわゆるShare deal型のセカンダリー案件においては、変更認定申請は必要とされていませんでしたが、改正後再エネ特措法施行後は、いわゆるAsset deal型の取引でFIT/FIP認定そのものを譲渡する場合のみならず、認定事業者に対する株式・社員持分や匿名組合出資持分等を譲渡する場合を含む、あらゆる形態の再エネ発電事業のセカンダリー案件やストラクチャーの再編³¹にあたって、変更認定申

²⁸ 具体的には、改正後再エネ特措法施行規則9条1項1号の3（新設）において、密接関係者の変更が、変更認定が不要な場合として改正後再エネ特措法10条1項が規定する「軽微な変更」には該当しないものとして規定されます。

²⁹ 密接関係者の変更は、あくまでも2024年4月1日以降に変更認定申請事由となることから、2023年3月31日までの密接関係者の変更については、2024年4月1日以降に変更認定申請を行うものでない限り、説明会等の開催を要求されることはありません。

³⁰ 事前周知措置については、旧認定事業者と新認定事業者の連名により行うこと。

³¹ パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.109～111においては、合併や会社分割を原因として認定

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

請が必要となり、かつ、その要件として説明会等の開催が必要とされる可能性があります。従って、今後再エネ発電事業のセカンダリー取引を行う場合には、説明会等の開催や変更認定申請を念頭に置きつつスケジュールの策定を行う必要があるほか、クロージングの前提条件（CP）やコベナント等において、説明会等の適切な実施を担保できるよう契約上の手当を行うことを検討する必要があります。

まず、スケジュールの策定に関しては、説明会等の開催のタイミングに留意する必要があります。説明会等ガイドラインによると、認定事業者又は認定事業者の密接関係者の変更の場合の説明会等の開催は、当該変更に係る契約書締結後（当該変更が対外的に公表される場合は、その発表後）、変更認定申請の3か月前に実施する必要があります。加えて、説明会の開催案内については、説明会の開催日の2週間前には実施しておく必要があり、また、開催案内を行うための周辺住民の範囲の確定にあたって、関連する自治体へ事前相談を行う必要もあります。

次に、契約上の手当としては、説明会等の準備を主体的に行う当事者を契約上明確にしておくとともに、その相手方当事者に対して協力義務を規定するといった対応や説明会等の適切な実施をクロージングの前提条件としておく等といった対応が考えられるところです。実際に説明会等に参加する人への参加要請やスケジュール調整、事前準備等を行っておくことも必要となると考えられますが、とりわけ、認定事業者がSPCであって、その代表者が事業運営に実質的に関与しない会計士である場合や外国に居住する外国人である場合には、代表者の変更等も必要となる可能性がある点に留意が必要と考えられます。

(4) 再生可能エネルギー事業者を対象とする M&A 取引における論点・留意点

認定事業者自身の株式・社員持分や、認定事業者に対する匿名組合出資等が譲渡されるセカンダリー取引の場合に加え、近時市場の耳目を引く規模の案件が続いた、再生可能エネルギー事業会社自体を対象とする M&A 取引においても、説明会等が必要となる可能性が高い点に、留意が必要です。再生可能エネルギー事業会社の株式の譲渡等が行われる M&A 取引においては、当該再生可能エネルギー事業者が、認定事業者の密接関係者の定義中の、「上記①～③の者」にあたり、その「親会社」の株式の譲渡等により、「上記①～③の者の親会社」の変更が生じうるためです。

この場合、当該再生可能エネルギー事業会社は、多数の認定事業者（SPC）の株主、社員又は匿名組合員となっていることが想定されるため、当該再生可能エネルギー事業会社傘下の全ての認定事業者（SPC）において、当該 M&A 取引に係る契約書（株式譲渡契約等）の締結後（当該変更が対外的に公表される場合は、その発表後）、変更認定申請の3か月前までという期間内に、全国各地でほぼ同時期に説明会等を開催する必要が生じ得ることとなります。

事業者を変更する場合、自益信託における信託契約の終了を原因として認定事業者を変更する場合、同一グループ内で認定事業者を変更する場合、SPC を設立して当該 SPC に事業譲渡をする場合等においても、再エネ発電事業者を変更する場合には、改めて説明会等の実施が必要となることが明らかとされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

実務的には、上記(3)の末尾で述べた、SPCの代表者との調整が現実的に困難となるケースも生じうるものと思われます。

(5) セカンダリー取引や M&A 取引におけるクロージングと説明会の先後関係

上記(3)及び(4)のような、事業譲渡や株式・社員持分、匿名組合出資持分の譲渡を伴う取引においては、譲渡に係る契約の締結から譲渡取引のクロージングまでは一定の期間が設けられ、その間にクロージングの前提条件を充足するためのプロセスが進行するのが通常であるため、譲渡に係る契約の締結又は公表後変更認定申請の3か月前までに行うべきとされる説明会を、クロージングとの関係でどのタイミングで行えばよいか、という点が、実務上は大きな問題となるものと考えられます。

この点、パブコメ回答（説明会等ガイドライン）では、事業譲渡の実行（クロージング）と説明会との先後関係やタイミング（説明会の開催前に事業譲渡を実行しても問題ないか、説明会開催後に事業譲渡の実行を行うべき場合には、説明会とクロージングの間に一定の期間を置くべきか等）についての明確な回答が示されておらず、「説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要であり、変更認定申請3ヶ月前までに実施することを求めることとします」との回答がなされているにとどまります（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.127～129）。

また、説明会実施後に事業譲渡等に係る契約が解除された場合についても、①当該事業譲渡に係る変更認定を既に受けている場合には、改めて説明会等を実施した上で、再エネ発電事業者を変更する旨の変更認定を受ける必要があるが、②当該事業譲渡に係る変更認定を受けていない場合には、特段の変更認定は不要であることから FIT/FIP 認定要件として改めて説明会等を実施することが求められるものではないが、「地域の住民と適切にコミュニケーションを図るように努めてください」といった事業者の適切な行動を期待する旨の回答を行うにとどまっています（パブコメ回答（説明会等ガイドライン）No.127～129）。

従来、Asset dealにおける認定事業者自体の変更に係る変更認定申請については、当事者間での譲渡取引のクロージングの効力発生後に変更認定申請を行うことが事実上許容されてきたこと³²や、「再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図る」という説明会等の認定要件化の趣旨・目的に照らせば、譲渡契約が前提条件を満たしてクロージングに至るか否かが不安定な段階で説明会を行わせることは、かえって周辺地域の住民の誤解を招き不適切な結果となることも考えられるため、クロージングの確度が十分に高まった段階で説明会を実施すること（すなわち、クロージ

³² 当事者間の契約においては、クロージング日と同日において、変更認定申請を行うべきものと規定しているケースが一般的です。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

グの3か月以上前ではなく、クロージングの直前に説明会を実施すること)や更に言えばクロージングの直後に説明会を行うことも許容されると考える余地はあるようにも思われますが、現時点では、この点についての当局の整理・方針は明確になってはならず³³、実務上は、個別案件ごとに当局への照会等を通じて、確認しながら進めていくほかないといわざるを得ません。

VI. おわりに

以上のとおり、改正後再エネ特措法における説明会等については、詳細なルールが法令又はガイドラインにおいて規定されており、その要件を一つでも充足しない場合には、FIT/FIP 認定が認められなくなる恐れがあります。また、特に密接関係者の変更については、その範囲が広範に及ぶこともあり、実務上の影響が大きいと考えられます。従って、本稿で解説した説明会等のルールについては、しっかりと把握しておく必要があります。

また、説明会等のルールに関しては、具体的な説明事項等、個々の再エネ発電事業が置かれた状況に応じて検討する必要がある部分も少なからず存在します。そのため、今後の具体的な運用のあり方が注目されるところです。

³³ 本年4月1日以降に公表される予定である変更認定申請手続の詳細(申請時の提出書類の詳細を含む。)において、より明確な整理が示される可能性があります。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー [『【再エネ発電と地域共生】改正再エネ特措法への対応策～地元「説明会」の認定要件化などの事業規律強化への対応～』](#)

開催日時 2024年3月18日（月）16:00～18:00

講師 岡谷 茂樹

主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー [『No.16882 認定事業者の責任明確化 地元説明会の認定要件化 太陽光パネルの適正な廃棄 再エネ発電事業と地域共生問題への対応 及び 事業規律・規制強化の最新動向』](#)

開催日時 2024年4月8日（月）13:30～16:00

講師 岡谷 茂樹

主催 株式会社 JPI 日本計画研究所

文献情報

- 論文 「【講演録】インバウンド実務入門 外為法に基づく外資規制の実務」

掲載誌 二弁フロンティア 2024年1・2月号

著者 大川 信太郎

- 論文 「カーボン・クレジット市場の現状と今後の見通し」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.36 No.2

著者 木山 二郎

- 論文 「The Legal 500: Environment Comparative Guide (the 5th Edition) - Japan Chapter」

掲載誌 The Legal 500: Country Comparative Guide 2024 5th Edition

著者 田井中 克之、川端 健太、工藤 恭平、島田 真志（共著）

News

- **The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて高い評価を得ました**

The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて当事務所は日本における Projects and energy を含む複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）においても Projects and energy を含む複数の分野で上位グループにランキングされ、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、ベトナムにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野にて高い評価を得ております。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

Projects and energy の分野では以下の弁護士が選出されています。

Japan

Leading Individuals : 小林 卓泰、岡谷 茂樹

Next Generation Partners : 村上 祐亮、野間 裕亘

THAILAND

Hall of Fame : ジェッサダー・サワッディポン

Leading Individuals : ジョセフ・ティスティウオン

Rising Stars : ティップアパー・リムビチャイ

➤ Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は日本における Projects & Energy を含む複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited) においても Projects & Energy を含む複数の分野で上位グループにランキングされ、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナム、及びインドネシア (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) においても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

Projects & Energy の分野では以下の弁護士が選出されています。

JAPAN

小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮

THAILAND

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン、デイビット・ベックステッド

➤ フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 (以下「当事務所」) とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu (以下「TNC」) は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

➤ **横浜オフィス開設のお知らせ**

今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等にお

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

いて豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト 弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の実業発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2024 年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ ニューヨークオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024 年 1 月 24 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

➤ 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023 年 12 月 25 日より、同ビル 6 階から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 22 階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAX に変更はございません。

➤ パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 17 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 將希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で 17 名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 新人弁護士（60名）が入所しました

新人弁護士（60名）が入所いたしました。

朝岡 駿太郎、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛、猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大、岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥、小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔、管 優太郎、鈴木 晴人、高久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎、利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬、根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓真、平島 圭悟、深見 瑞、藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花、三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗、若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子